

| | | |
|----------------|----------------|---|
| <i>JARI-RB</i> | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|----------------|----------------|---|

1. 目的

この基準は、財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター（以下「JARI-RB」という）によって認証登録された組織（以下「登録組織」という）が財団法人 日本適合性認定協会（以下「JAB」という）の認定シンボルを使用する場合に遵守すべき事項について定める。

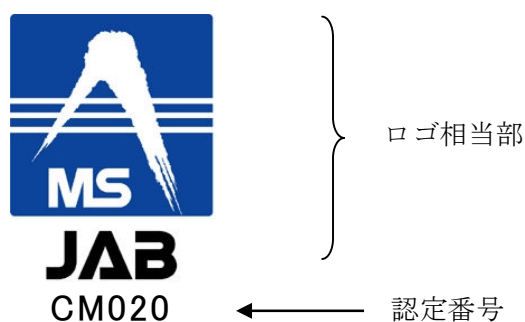
2. 定義

電子データ：JARI-RB の登録マーク、JAB の認定シンボル、及び RvA マーク等の電子データで入手した情報を収めた CD-ROM

3. 一般

- 1) 認定シンボルは日本国の法律に従い商標登録がなされており、JARI-RB が JAB から認定をうけていることを示している。
- 2) JARI-RB より、認定シンボル付き登録証の発行を受けている登録組織のみが、JARI-RB 登録マーク（以下「登録マーク」という）と組合せて使用できる。
- 3) 登録組織は、登録組織自身が認定機関から認定されているとの印象を与える方法で認定シンボルを使用してはならない。

4. JAB 認定シンボルの構成と配色




- 1) 上部の図形の背景は、青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）とする。

JAB 認定シンボル使用規則（JAB N410）が認めるサブカラーとしては、黒色、灰色表示のみが使用できる。

金色、銀色の表示は、JARI-RB 登録マークより認定シンボルが明らかに目立つことになるため使用を禁止する。

内部の柄（八、≡及び MS）は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下

| | | |
|---|----------------|---|
|  | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|---|----------------|---|

の「JAB」の文字、認定番号の色は黒色とする。

認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を当該印刷物で使用されている同一の色で表示してもよい。

なお、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

- 2) 認定シンボルを縮小又は拡大して使用する場合、縮小又は拡大後のロゴ相当部の比は電子データの比を維持し、変更してはならない。
- 3) 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、印刷物用電子データを使用し、ウェブサイトを使用する場合はウェブサイト用電子データを使用し、また、イラストに使用する場合はイラストレータ用電子データを使用すること。
- 4) 認定シンボルは、電子データを一体の状態で使用し、ロゴ相当部の各要素を分解したり、組み換えたりする等、加工して使用することはできない。
- 5) 認定シンボルには、JARI-RB の認定番号 (CM020) を必ず表示すること。なお、認定プログラム略号 (EMS、QMS) は原則表示しない。
- 6) 認定番号 (CM020) は、文字が明瞭に読み取れる大きさと表示すること。縮小することにより、明瞭な表示を妨げてはならない。


5. 認定シンボルの電子データの登録組織への提供

- 1) 認定シンボルの電子データは、「JAB 認定シンボル等・データ送付依頼書」により送付依頼があった登録組織にコピーを提供する。
このコピーを提供するのは「印刷物用 (BMP 形式)」、「ウェブサイト表示用 (JPEG 形式)」及び「イラストレータ用 (EPS 形式)」の3種類の電子的データとする。
- 2) 「JAB 認定シンボル等・データ送付依頼書」では、登録組織が認定シンボルを使用するに際しての、JARI-RB の要求事項を示し、要求事項に対する同意書を兼ねる。

6. 認定シンボルが使用できる範囲

登録組織は、認定シンボルを以下の範囲で使用することができる。

- 1) 登録されたマネジメントシステムの説明書、事業案内書、環境報告書、宣伝用パンフレット、新聞・雑誌等の広告記事、及び各種プロモーション用品、プリベイカード等。
- 2) 登録組織の社名入り封筒、レターヘッド、カレンダー、手帳等の印刷物。
- 3) 看板、社屋等の構造物、映像、電子媒体、ウェブサイト。
- 4) 登録された対象範囲の業務に従事する従業員の名刺。


| | | |
|---|----------------|---|
|  | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|---|----------------|---|

7. 使用制限及び使用上の注意

- 1) 認定シンボルは、単独では使用できない。JARI-RB の登録マークの近傍に置かなければならない。
- 2) 登録組織は、製品そのもの、製品の保証書・取扱い説明書、個別に包装された製品、包装された製品に貼付する送り状・納品書、容器に充填された製品に認定シンボルを表示してはならない。
- 3) 登録組織が製品カタログ、販売促進用チラシ等に認定シンボルを使用する場合は、登録組織名称の直ぐ傍に登録マークと組合せて認定シンボルを配置する等、製品の特性・機能が認証を受けていると誤解されないように注意して使用しなければならない。
- 4) 登録組織が自動車製造メーカ、自動車車体製造メーカ及び自動車部品製造メーカである場合、社用の自動車に認定シンボルを表示してはならない。これらの登録組織以外の組織が社用車に認定シンボルを使用する場合は、その車両に登録組織の名称が表示されていなければならない。
- 5) 試験・分析を業とする登録組織は、試験分析成績書等に認定シンボルを表示してはならない。
- 6) 登録組織は、認定シンボルをその他のマークとともに使用する場合、認定シンボルとは明らかに異なるように識別できること。又、認定シンボルの意味ができるだけ明確になるように、例えば、認定シンボルの位置及び大きさと当該マーク等の位置及び大きさとの関係等を配慮すること。
- 7) 登録組織は、登録証に記載された範囲外で認定シンボルを使用してはならない。登録範囲外の業務に従事する従業員の名刺には、登録範囲を明記しても認定シンボルは使用できない。
- 8) 認定シンボルを会社案内、ウェブサイトを使用する場合は、登録組織外の関連事業所・工場あるいは関連会社が登録範囲に含まれているとの誤解が生じないように使用しなくてはならない。認定シンボルは、登録されている事業所・工場名称等の直ぐ傍に登録マークと組合せて配置する。ウェブサイトも含めて登録マークと認定シンボルは同一ページ上に掲載しなければならない。登録範囲に関する注記が必要な場合、その注記は登録マーク及び認定シンボルの直ぐ傍、又は登録マーク等が掲載されている同一ページ中に記載しなければならない。

8. 電子データの管理

電子データは、CD-ROM で提供する。登録組織は電子データの保護及び漏洩防止のために以下の事項を遵守し、適切な管理を行うこと。

| | | |
|---|----------------|---|
|  | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|---|----------------|---|

1) 電子データの保護及び漏洩防止

JARI-RB が提供した電子データは保護し、管理すること。印刷物あるいはウェブサイトを作成するために電子データの複製を外部業者に提供する場合は、その保護及び漏洩防止のための適切な管理を業者に要求し、同意を確認すること。

2) 電子データの複製を提供した外部業者の一覧を備え、JARI-RB が要求した場合に提示すること。

3) 電子データの複製の保存形式及び解像度は、提供された状態を維持し、他の保存形式への変更や、解像度を低めるなどをしてはならない。

9. 登録の一時停止、取り消し時の処置

1) 登録組織が JARI-RB から登録の一時停止を受けた場合、現在使用している以上の登録に関する宣伝を控えなければならない。これには認定シンボルの使用も含まれる。

2) 登録が取り消された組織は、直ちに認定シンボルの使用を中止し、認定シンボルを使用した印刷物等はすべて廃棄する。また、看板やウェブサイトに認定シンボルを使用している場合は直ちに削除しなければならない。

3) 登録が取り消された組織は、JARI-RB から提供された電子データを速やかに復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄すること。また、印刷物あるいはウェブサイトを作成するために電子データの複製を外部業者に提供している場合は、速やかに電子データの複製を復帰し得ない形で完全に消去又は廃棄するよう外部業者に要求すること。

10. JARI-RB の認定の一時停止、取り消し等における場合の処置

10.1 認定の一時停止時の処置

1) JARI-RB が JAB から認定の一時停止を受けた場合、JAB 認定シンボル付の登録証を保有している登録組織は現在使用している以上の登録に関する宣伝を控えなければならない。これには認定シンボルの使用も含まれる。

2) ただし、JARI-RB が認定の一時停止に際して、JAB より JAB 及び/又は認定システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させると判断され、既に発行済の JAB の認定シンボル付の登録証の回収を要求された場合は、すべての認定シンボルを使用した印刷物等は廃棄し、あるいはウェブサイト、看板等の認定シンボルを削除しなければならない。

10.2 認定の取り消し及び一時停止

JARI-RB が JAB から認定の取り消しをされた場合あるいは認定範囲が縮小された

| | | |
|----------------|----------------|---|
| <i>JARI-RB</i> | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|----------------|----------------|---|

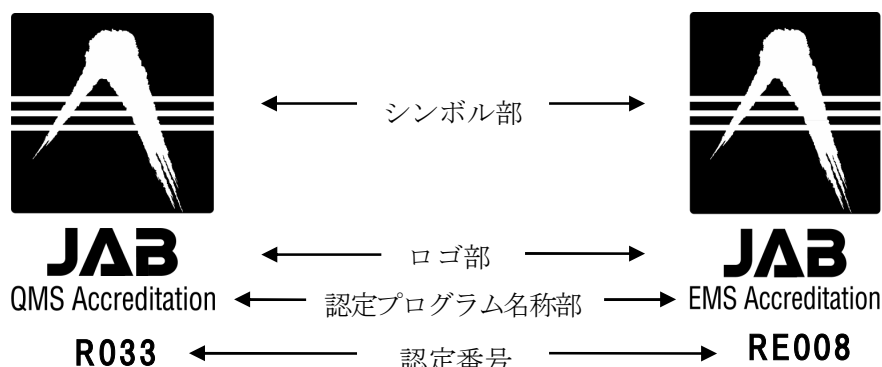
場合、取り消された場合にはすべての JAB 認定シンボル付の登録証を保有している登録組織は、また認定範囲が縮小された場合にはその縮小された認定範囲に該当し JAB 認定シンボル付の登録証を保有している登録組織は、JAB 認定シンボル付の登録証を JARI-RB に返却するとともに、直ちに認定シンボルの使用を中止しなければならない。

11. 違反に対する処置

JARI-RB は登録組織が本規則に違反した場合、是正処置の要求、使用禁止の処置、違反の公表、登録の一時停止又は取消し、及び必要に応じて他の法的手段をとるなどの相応の処置を講じる。

12. 旧 JAB 認定シンボルの使用に関して

12.1 従来の JAB 認定シンボル（旧 JAB 認定シンボル）の構成と配色



1) シンボル部の基本色は、青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）とする。


JAB 認定シンボル使用規定（JAB N410）が認めるサブカラーとしては、黒色、灰色表示のみが使用できる。

金色、銀色の表示は、JARI-RB 登録マークより認定シンボルが明らかに目立つことになるため使用を禁止する。

シンボルの内部の柄（Λ、≡及びMS）は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「JAB」の文字、認定プログラム名称の色は黒色とする。認定シンボルの色に関わらず、認定番号の色は黒色とする。

認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を当該印刷物で使用されている同一の色で表示してもよい。

なお、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない

| | | |
|---|----------------|---|
|  | JAB 認定シンボル使用基準 | ARMS 215004 R02 制定：2007. 12. 17 改訂：2009. 04. 01 |
|---|----------------|---|

ない。

- 2) 認定シンボルを縮小又は拡大して使用する場合、縮小又は拡大後のシンボル部、ロゴ部及び認定プログラム名称部の比は電子データの比を維持し、変更してはならない。
- 3) 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、印刷物用電子データを使用し、ウェブサイトを使用する場合はウェブサイト用電子データを使用すること。
- 4) 認定シンボルは、電子データを一体の状態で使用し、シンボル部、ロゴ部及び認定プログラム名称部の各要素を分解したり、組み換えたりする等、加工して使用することはできない。
- 5) 認定シンボルには、JARI-RB の認定番号（環境：RE008、品質：R033）を必ず表示すること。
- 6) 認定プログラム名称及び認定番号（RE008/R033）は、文字が明瞭に読み取れる大ききさで表示すること。縮小することにより、明瞭な表示を妨げてはならない。

12.2 その他

上記 6～11 項に示す事項は新旧マーク共通とする。